

講師への質問と回答

【テーマ】「成年後見制度の基本を学ぼう！」

【講師】 七飯町役場 福祉課地域包括支援係
社会福祉士 岡本 勉 様

函館の皆様からの質問と回答

Q2

ケアマネジャーが後見人に頼っていいことや繋がり方について教えてほしいです。



岡本さん

A2

後見人が行う主な業務は金銭管理や、身上保護です。

後見人が本人の金銭を管理している場合、本人の生活費は後見人から支出してもらうことになります。買い物の都度、後見人に生活費を支出してもらうことは難しいため、どのように支出し管理をしていくかは、後見人を含めた関係者間で役割の確認が必要になると思います。

また、身上保護の部分では後見人等に同意見が与えられている場合には、支援内容の同意ということでケアプランの署名も後見人に求める必要がありますが、都度、署名の対応をしてもらうことも難しい可能性もあります。後見人を含めた関係者間で、顔合わせを行い、それぞれの役割の確認を行うことが必要だと考えています。

また、ケアマネが後見人に頼っていいこととして、身寄りのない方が施設入所することになった時に身元保証人を求められた場合です。**後見人は身元保証人にはなること出来ませんが**、施設側が身元保証人に求める役割を確認し、成年後見人等でも出来ること（入居費用の支払い、入院時の手続き、死後の対応について等）をお伝えすることで、身元保証人が居なくても、成年後見人がいることで契約を行うことができる場合があります。

【後見人が行うことができる死後の事務について】

後見人は家庭裁判所の許可を得ることで下記の事務を行うことができます。

- 火葬や埋葬に関する手続き
- 死後の預貯金の払戻し
- 相続財産の相続人への引き渡し、又は処分
- 電気、ガス、水道などの公共サービス等の解約など

北斗・七飯の皆様からの質問と回答

Q1

介護・医療従事者の知識はもちろんですが、実際に困っている方向けの広報がもっと充実するにはどう連携するのが良いでしょうか。



A1

実際に困っている方向けの広報を充実していくためには、相談窓口や制度の周知・啓発を進めていくことが重要だと考えています。そのためにも、成年後見制度を必要としている方が適切な相談窓口へ繋がるように、介護・医療従事者の皆さまにも成年後見制度や相談窓口について知って頂くことが必要だと考えています。七飯町では、令和5年度に成年後見制度をテーマにした研修会の開催を予定しており、介護・医療従事者の皆さまのネットワークづくりを進めていきたいと考えています。



岡本さん

ご質問いただいた皆様， ご回答いただいた岡本様，
ありがとうございました！

